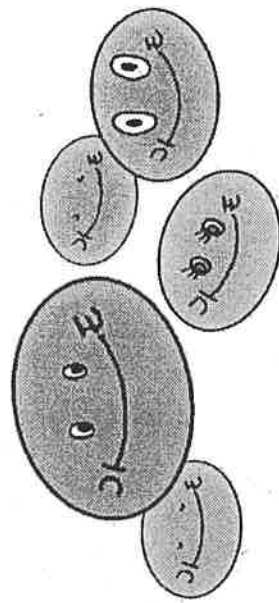


ひとり親家庭への支援について



平成28年9月

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目標に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
 - 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築
- 【主な内容】
- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
 - ◇子どもたちの居場所づくりや学習支援の充実
 - ◇親の資格取得の支援の充実
 - ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。
- 【主な内容】
- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
 - ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
 - ◇里親委託等の家庭的養護の推進
 - ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもたちの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

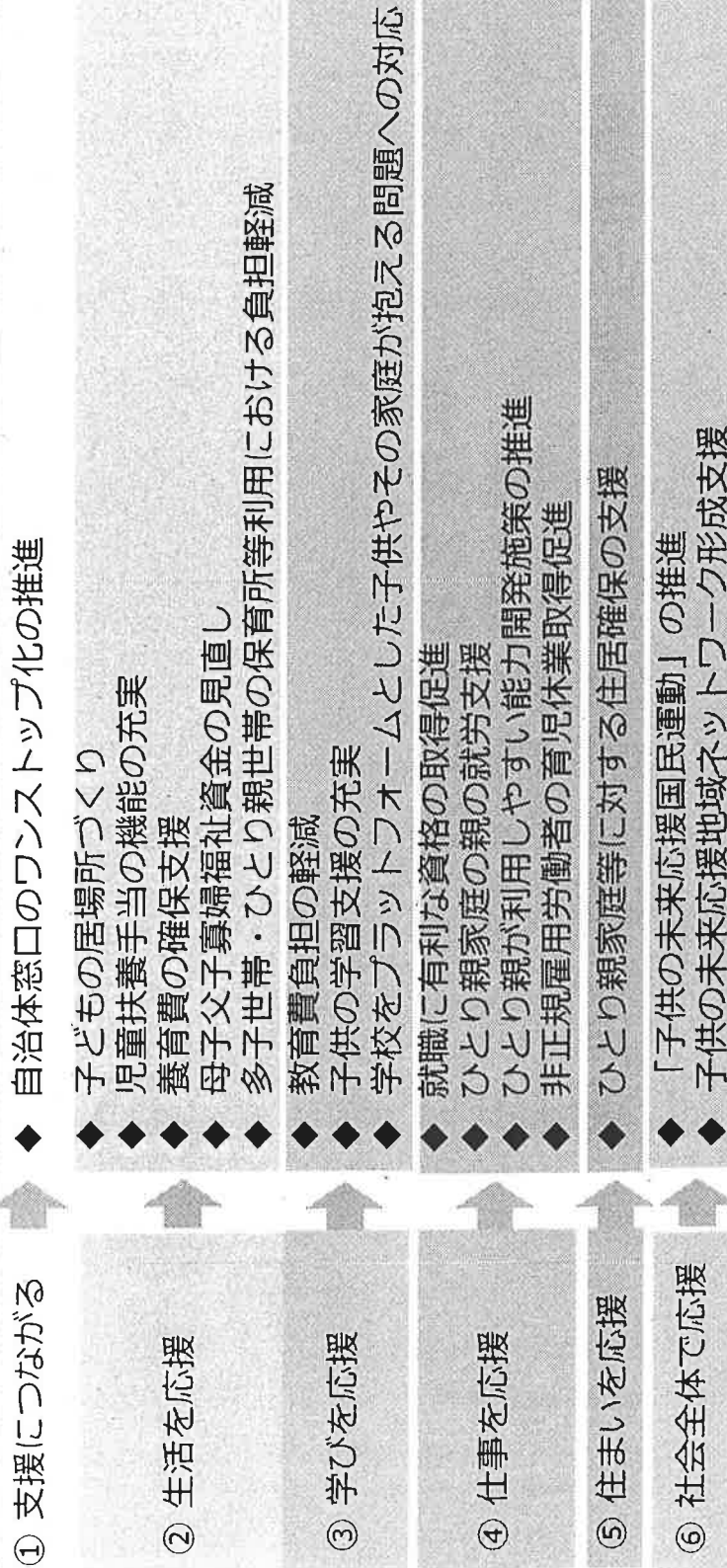
現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が長い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対応

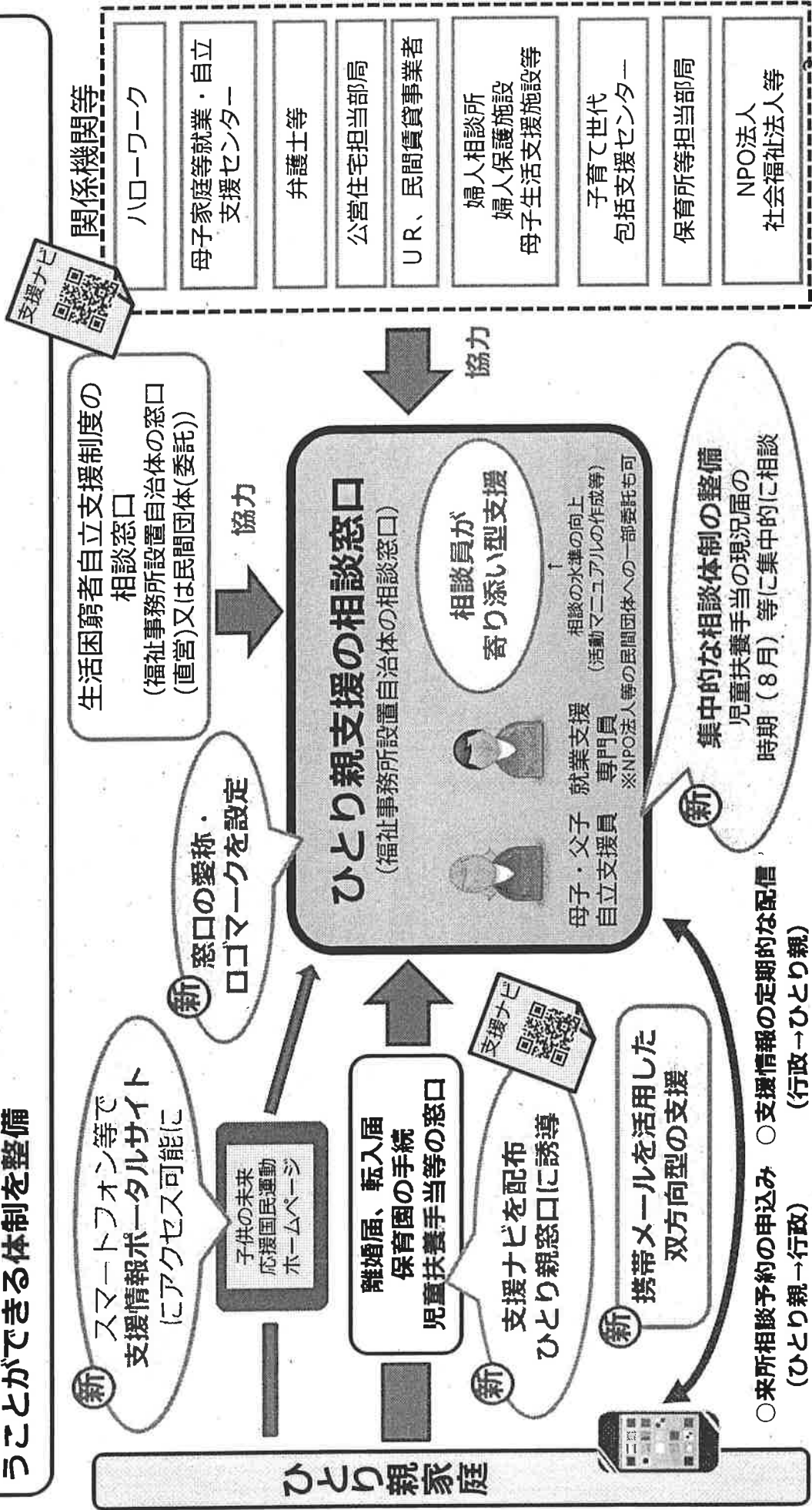
就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。



児童扶養手当法改正法が成立
平成28年通常国会において

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」 愛称・ロゴマーク

困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実に繋がっていくことができるよう、プロジェクトの愛称・ロゴマークを、以下のとおり定めた。

通称

親と子どもたち一人ひとりのための
「**子どもの成長支援プロジェクト**」

愛称

親と子どもたち一人ひとりのための
「**すくすくサポート・プロジェクト**」
(略称：**すくサポ**)

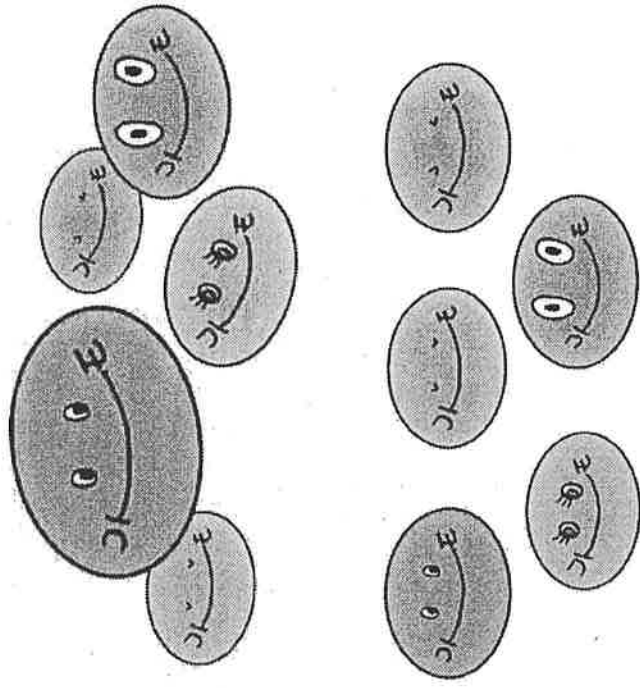
相談窓口名

親と子どもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援
「**子どもすくすくスクエア**」

相談員名

気づく 寄りそう つなげていく
「**子どもすくすくサポーター**」

ロゴマーク



※複数のマークのうち、1つのマークを単独で使うことも可能。

子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

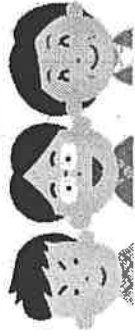
対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館・公民館や民家等において、事業を実施する。

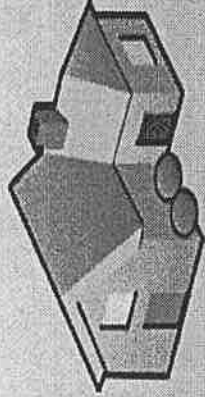
<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<実施場所>

児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

(平成28年5月2日成立、5月13日公布)

制度の概要

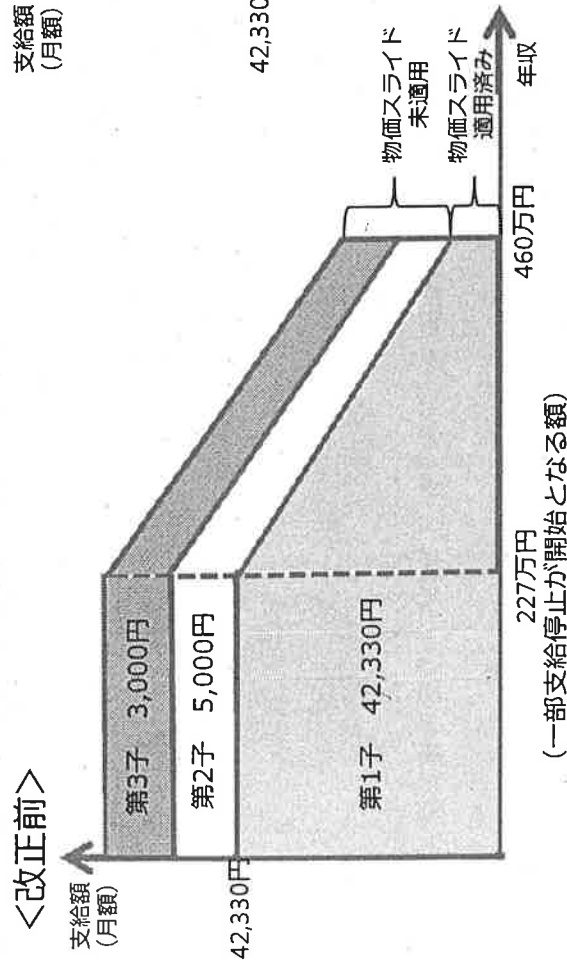
- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額42,330円(平成28年度)。
- 児童の数に応じて、第2子については5,000円、第3子以降については3,000円の加算額が支給される。
- 手当額(加算額を除く。)については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減させている。

改正の内容

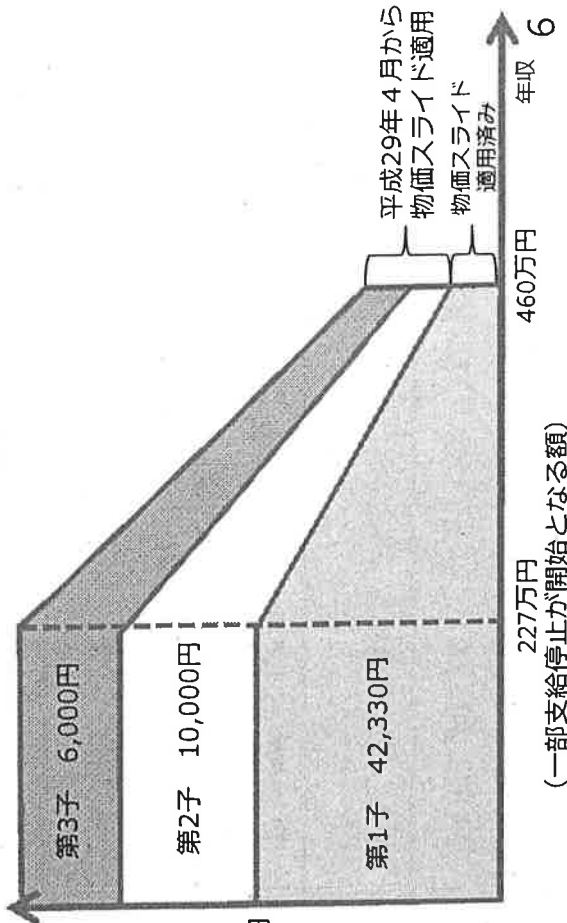
- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から6,000円に見直す。
 - 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逓減(※)させる。
- (※) 支給額の逓減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。
- 平成28年8月1日施行(平成28年12月から支給)

(例) 母1人子3人の場合のイメージ図

<改正前>



<改正後>



(一部支給停止が開始となる額)

(一部支給停止が開始となる額)

児童扶養手当の機能の拡充について

○ 概要

経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、政策パッケージを策定し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、総合的な取組を充実する中で、児童扶養手当の多子加算額を引き上げ

| | | |
|------------|-----------------|-------------------|
| ・ 本体額 | 42,330円 | |
| ・ 多子加算額の増額 | 第2子加算額 5,000円 | ↑ 倍増 |
| | 第3子以降加算額 3,000円 | |
| | | 10,000円 6,000円 |

※年収に応じて支給額を逓減(本体額と同じ取扱)

※平成29年度からは加算額についても物価スライドを適用

※全受給世帯数:約106万世帯(27年3月末)

(うち 第2子加算額 約33万世帯、第3子以降加算額 約10万世帯)

・ 補助率 国1/3 都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

第2子:36年ぶり
第3子:22年ぶり
の引き上げ

○ 平成28年度予算

予算額 国費:1,746億円 地方:3,492億円 事業費:5,238億円

うち、多子加算額の増額による所要額(4ヶ月分)

国費:27.8億円 地方:55.6億円 事業費:83.4億円
(平年度化した場合 国費:83.4億円 地方:166.8億円 事業費:250.2億円)

児童扶養手当法改正法が平成28年通常国会で成立(施行日は平成28年8月1日)

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

現状と課題

- 就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。
- 多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

対応

- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

※多子世帯の場合の例示

| | | | | |
|------|------------|------------|-----------|-----------|
| 対象外 | | 小学校 3年生 | 保育料 満額 | 保育料 半額 |
| (5歳) | 第1子の 扱い | | | |
| (4歳) | | | | |
| (3歳) | | | | |
| (2歳) | 第2子の 扱い | | | |
| (1歳) | | | | |
| (0歳) | | | | |

※小1以上はカウントしない

(改正)



| | | | | |
|------------------------|-----|------------|-----------|-----------|
| 年収約360万円未満世帯 年齢制限撤廃 | | 小学校 3年生 | 保育料 半額 | 保育料 半額 |
| (5歳) | 第2子 | | | |
| (4歳) | | | | |
| (3歳) | | | | |
| (2歳) | 第3子 | | | 無償 |
| (1歳) | | | | |
| (0歳) | | | | |

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

ひとり親家庭の親子の学び直しの支援 ～高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

学びを応援

現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



最大、受講費用の6割を支給（上限15万円）

課題

- ひとり親家庭の子供の高校中退率等が高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
- 既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要

対応

※平成28年4月から実施

- ひとり親家庭の子供を高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象に追加。
- 親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせて実施可能な仕組みとする。
- e-ラーニングの活用も推奨する。

ひとり親への生活・学習支援の実施

現 状

- ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。
- ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

○ 自治体でひとり親家庭の支援を行う母子・父子自立支援員のために、家計管理の支援も含めた活動マニュアルを作成し、その活用を図る。

(参考)母子・父子自立支援員は、自治体の福祉事務所等に配置されており、ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談指導等を行う。【人数】1,664名(26年度末現在)【相談件数】749,683件(26年度)

- ひとり親家庭の親を対象としたファイナシヤルプランナー等による家計管理の講習会を実施する。
- 高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。
- ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。



自立支援教育訓練給付金の充実

仕事を応援

現状

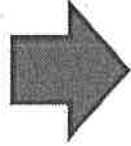
○教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給(自立支援教育訓練給付金:受講費用の2割、上限10万円)することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績(平成25年度)

- ・支給件数: 1,004件
- ・就職件数: 675件
- ・対象講座: 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など(介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等)

課題

○働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。



対応

※平成28年4月から実施

- 自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。
- ・訓練受講費用の2割(上限10万円)を助成→6割(上限20万円)を助成

高等職業訓練促進給付金の充実

仕事を応援

現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

- ・総支給件数 : 7,875件
- ・資格取得者数 : 3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
- ・就職者数 : 2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

課題

- 高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。

対応

※平成28年4月から実施

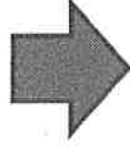
- 高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。
- ・支給期間の延長：2年→3年
- ・対象資格の拡大：2年以上修学する資格→1年以上修学する資格（調理師や製菓衛生師も新たに対象）
- ・通信制の利用要件の緩和：本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

仕事を応援

現状・課題

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



対応

※平成27年度補正予算で実施

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

○高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

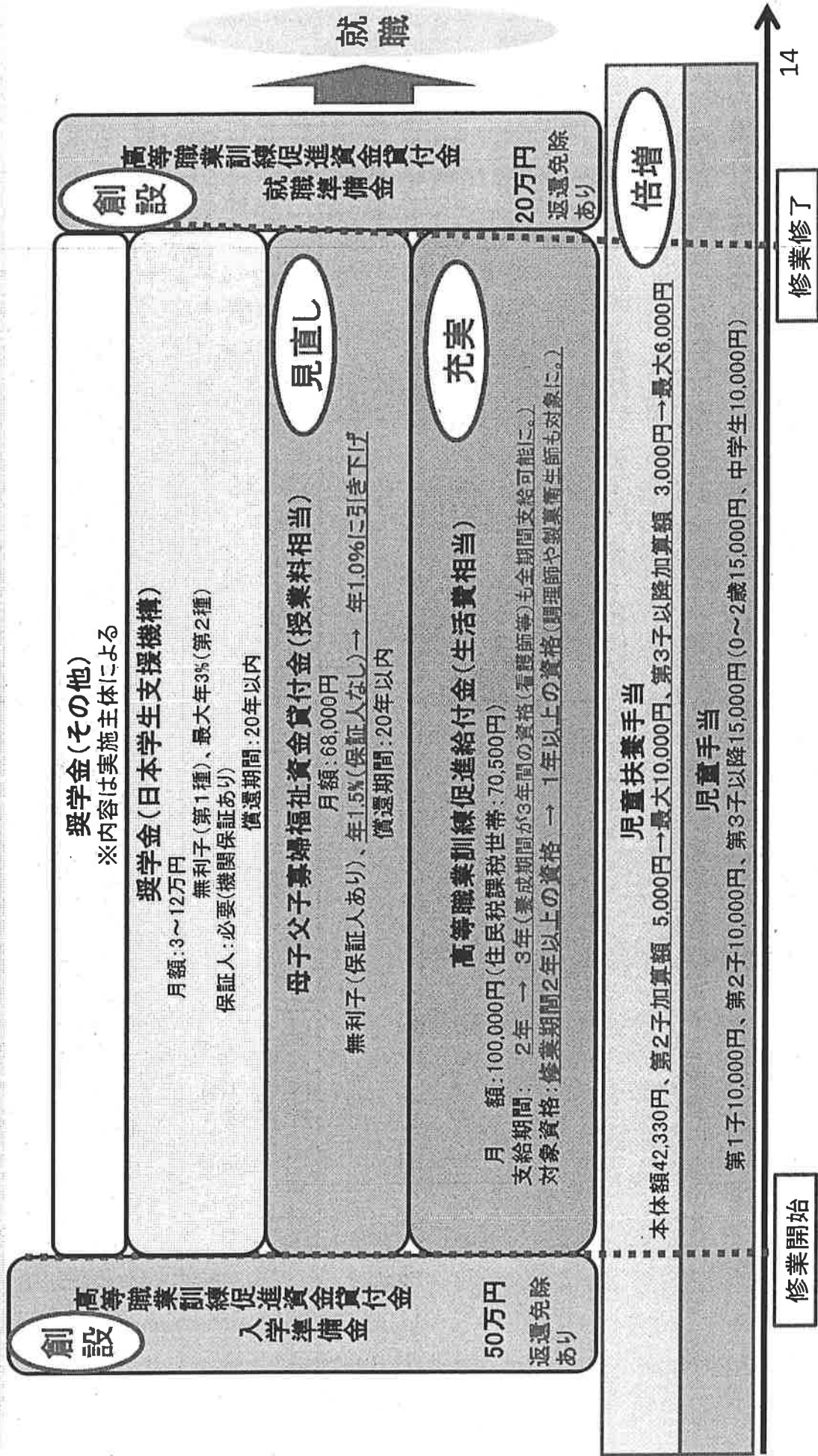
・貸付額：養成機関への入学時 入学準備金 50万円

養成機関を修了し、資格取得をした場合 就職準備金 20万円

・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

ひとり親家庭への支援（経済的支援・資格取得支援）

- 経済的に厳しいひとり親家庭に対しては、児童手当に加え、児童扶養手当を支給。
- 児童扶養手当は、平成28年度予算で多子加算額を倍増（年収に応じて支給額を減減）。
- ひとり親の資格取得を支援するため、平成28年度予算で高等職業訓練促進給付金の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直しを行うとともに、平成27年度補正予算で高等職業訓練促進資金貸付金を創設。



修業開始

修業終了